

かながわ女性センター跡地利活用事業 事業者募集要項

かながわ女性センター跡地利活用事業に 関する確認書（案）

（令和4年7月15日改定）

確認書例 1
(優先交渉権者全員が契約又は合意当事者となる場合)

かながわ女性センター跡地利活用事業に関する確認書

かながわ女性センター跡地利活用事業（以下「本事業」という。）に関して、神奈川県知事 黒岩 裕治（以下「甲」という。）及び●●（以下「乙1」という。）、▲▲（以下「乙2」という。）、▼▼（以下「乙3」という。）及び■■（以下「乙4」という。以下、乙1、乙2、乙3及び乙4を総称して「乙ら」という。）は、次のとおり確認した。

- 1 甲及び乙らは、速やかに県有財産売買契約書（事業用定期借地権設定契約に関する合意書）を締結すること。
- 2 甲及び乙らは、本事業が確実かつ円滑に遂行されるよう、乙らが令和4年10月31日付で甲に提出した事業提案書の趣旨を踏まえ、互いに協力して、それぞれの役割のもと、事業に取り組むこととし、乙1は乙らを代表して乙らと甲との連絡調整その他の本事業の円滑な運営に取り組むこと。
- 3 本事業の事業期間は、所有権移転の日から49年間（事業用定期借地権設定契約の始期から49年間）であり、この間、乙らのいずれかに合併や事業継承等の事態が生じた場合には、本事業の趣旨が損なわれないよう、相互に連絡し、円滑な運営の継続に努めること。
- 4 乙らは、県有財産の売買（県有財産に係る事業用定期借地権の設定）契約書に記載された事項を遵守するものとし、乙らのいずれかに、事業提案書に記載した用途以外の用途に供するなどの違反があった場合にも、契約の解除（甲による売買物件の買戻し）の対象となること。

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙1（代表法人）
所在地
法人名 ●●
代表者名 代表取締役

確認書例 1

(優先交渉権者全員が契約又は合意当事者となる場合)

乙 2 (構成員)

所在地

法人名 ▲▲

代表者名 代表取締役

乙 3 (構成員)

所在地

法人名 ▼▼

代表者名 代表取締役

乙 4 (構成員)

所在地

法人名 ■■

代表者名 代表取締役

確認書例 2
(優先交渉権者のうち一部の事業者が
契約又は合意当事者となる場合)

かながわ女性センター跡地利活用事業に関する確認書

かながわ女性センター跡地利活用事業（以下「本事業」という。）に関して、神奈川県知事 黒岩 裕治（以下「甲」という。）及び●●（以下「乙1」という。）、▲▲（以下「乙2」という。）、▼▼（以下「乙3」という。）及び■■（以下「乙4」という。以下、乙1、乙2、乙3及び乙4を総称して「乙ら」という。）は、次のとおり確認した。

- 1 甲並びに乙1及び乙2は、速やかに県有財産売買契約書（事業用定期借地権設定契約に関する合意書）を締結すること。
- 2 甲及び乙らは、本事業が確実かつ円滑に遂行されるよう、乙らが令和4年10月31日付で甲に提出した事業提案書の趣旨を踏まえ、互いに協力して、それぞれの役割のもと、事業に取り組むこととし、乙1は乙らを代表して乙らと甲との連絡調整その他の本事業の円滑な運営に取り組むこと。
- 3 本事業の事業期間は、所有権移転の日から49年間（事業用定期借地権設定契約の始期から49年間）であり、この間、乙らのいずれかに合併や事業継承等の事態が生じた場合には、本事業の趣旨が損なわれないよう、相互に連絡し、円滑な運営の継続に努めること。
- 4 県有財産の売買（県有財産に係る事業用定期借地権の設定）契約の当事者とならない乙3及び乙4にあっても、共同で事業提案を行っていることを踏まえ、県有財産の売買（県有財産に係る事業用定期借地権の設定）契約書に記載された事項を遵守するものとし、乙3又は乙4のいずれかに、事業提案書に記載した用途以外の用途に供するなどの違反があった場合にも、契約の解除（甲による売買物件の買戻し）の対象となること。

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙1（代表法人）
所在地
法人名 ●●
代表者名 代表取締役

確認書例 2

(優先交渉権者が複数の事業者で構成され、
うち一部が契約又は合意当事者となる場合)

乙 2 (構成員)

所在地

法人名 ▲▲

代表者名 代表取締役

乙 3 (構成員)

所在地

法人名 ▼▼

代表者名 代表取締役

乙 4 (構成員)

所在地

法人名 ■■

代表者名 代表取締役